## 山梨県特別養護を人ホームに関する基準を定める条例新日対照表

## (無一条誤)

(職員の配置の基準) 2~ こ 路 地域密着型特別養護を人ホームに指定居宅サービス等基準条例 第九十九条第一頃に現宅する指定通昕介護事業所、指定短期入所 生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設 購及び運営に関する基準 ( 平成十八年厚生労働省今第三十四号。 以下この頃及び第十四頃において「指定地域密着型サービス基準 」という。)第二十条第一頃に規定する指定地域密着型通所介護 事業所若しくは指定地域密着型サービス基準第四十二条第一頃に 規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若 しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令 第三十六号。第十四項において「指定地域密着型介護予防サービ ス基準」という。)第五条第一頃に規定する併設型指定介護予防 認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合にお いては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練 指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特 別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調 理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適 切に行われると認められるときは、これを置かないことができる

粔

ш

(職員の配置の基準)

涨 日十 日 张 路

2~ こ 路

地域密着型特別養護を人ホームに指定居宅サービス等基準条例 第九十九条第一頃に現宅する指定通昕介護事業所、指定短期入所 生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設 **購及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。** 

第十四頃において「指定地域密着型サービス基準」という。) 第四十二条第一頃に 規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若

しくは指定地域密着型介護予饬サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サー ビスに係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令 第三十六号。第十四頃において「指定地域密着型介護予防サービ ス基準」という。)第五条第一頃に規定する併設型指定介護予防 認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合にお いては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練 指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特 別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調 理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適 切に行われると認められるときは、これを置かないことができる

o	0
℃~ た	た~ た